日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2013. 02. 13

No.13-007

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2 月 7 日東京高裁乗員裁判　第 2 回控訴審報告

飯田祐三機長陳述

2 月 7 日、東京高裁 101 号大法廷にて解雇撤回（乗員）裁判控訴審 第 2 回口頭弁論が行われました。裁判に先立ち高裁前にて原告や支援者など 208 名が集合してビラや街頭演説などの宣伝行動が行われました。

裁判の傍聴席は 61 席に対し 152 名の希望者で抽選となりました。

裁判の内容は、まず原告団（控訴人）側から、準備書面の提出の確認と、以下の意見書 5 通の提出が行なわれました。

①高橋憲司：立正大学法学部 准教授

本件解雇の人選基準は、いずれも社会的保護に値するものを保護すべきという観

点を欠いたものであること。年齢基準、傷病基準、不当労働行為などは国際労働法の公序に反するだけでなく、憲法においても合理性を欠いている。

②根本 至：大阪市立大学大学院法学研究科 教授

労働法的観点から見た、更生手続き下における整理解雇法理のあり方およびその適用上の諸論点についての一審判決の判断法合理性と不当性。

③萬井隆令：龍谷大学名誉教授

会社更生手続き下の労働問題に労働法理は適用されるべきかという問題(整理解雇法理の適用の当否)と JAL の更生手続きの過程でなされた整理解雇についての判示の当否についての検討。

④田頭章一：上智大学法科大学院 教授

会社更生手続きと整理解雇法理との関係。倒産法から見た更生手続き下における整理解雇法理の適用のあり方およびその適用上の諸論点についての一審判決の不合理性・不当性。

⑤牛久保秀樹：弁護士・ILO 条約の批准を進める会代表

結社の自由委員会への申し立て内容、ILO における手続きの経過、勧告の内容。

続いて、控訴人本人（飯田祐三機長）より意見陳述が行われました。

「最初から説明されていた130名のみならず、本訴に入って会社自らが機長の削減目標と主張していた154名さえも達成していたのです。それでも会社は18名の機長の解雇を強行しました。これは、私自身が機長組合の副委員長を歴任していたと言う事も含め、どこから見ても、組合活動を行っていた機長の排除に狙いを定めた**卑劣な『指名解雇』であった**としか言いようがありません。」(抜粋)

などの陳述が行われると、傍聴席からは拍手が沸き起こり、三輪和雄裁判長もうなずいていました。

控訴人　飯田祐三機長陳述書全文

次回期日までに進行協議を2回ほど実施し、第3回口頭弁論期日は 5月23日(木) 14時30分 101号大法廷と決まりました。

裁判終了後（15 時 30 分～16 時 30 分）虎の門 HILLS 新館にて 172 名参加のもと報告集会が行われました。報告集会の中では、上条弁護士（高裁控訴審弁護団長）が「飯田さんの陳述内容は、歴史に残るものです。雇用を確保せよの声は全国的に広がりを見せ、全国の８００名を超える弁護士が代理人に名を連ねました。年齢や病気による解雇理由は、航空界では安全上の問題で有り、誰もこの主張を肯定できない。物を言う労働者を排除する事は許されない人権問題だ。」と指摘しました。

また、団体署名 8,300・個人署名 175,000 筆を超える署名が 2013 年 1 月 25 日現在集まっていることが紹介されました。

今後の日程

3 月 1 日（金）

控訴審　客室乗務員 第 2 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～（傍聴券抽選 13:40）

5 月 23 日（木）

控訴審　パイロット 第 3 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～ （傍聴券抽選 13:40）